「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う措置の終了について」

令和３年６月２１日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言については、沖縄県の区域については、令和 3 年 7 月 11 日を期限に延長されることから、沖縄県に住所を有する(事実上居住している場合に限る。)者、勤務先が沖縄県に所在する者、沖縄県に出張している者等から申し出があった場合は、新型コロナウイルス感染症の予防を理由とする欠席(事前に受験する安全衛生技術センターに連絡があった者に限る。)の場合に実施していた受験日の変更又は受験料の返還の措置を令和 3 年 7 月 11 日まで延長します。

上記以外については、、令和 3 年 6 月 20 日を期限日に９都道府県(東京、大阪、兵庫、京都、福岡、愛知、北海道、岡山、広島、沖縄[発令順・都道府県順])で緊急事態宣言の期間が終了したことから、新型コロナウイルス感染症の予防を理由とする欠席に係る措置(受験日の変更又は受験料の返還の措置)を終了しました。

また、発熱や咳(せき)などの症状が見られる場合等の対応については、HP 上の「受験者の皆様へ【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための対応について」を受験前に必ずお読みください。